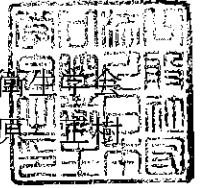


平成24年11月2日

京都府議会事務局調査課政策法務係 殿

一般社団法人日本口腔衛生学会
理事長 神原 正樹



「京都府歯と口の健康づくり推進条例案要綱（中間案）」策定への敬意と御支援

前略

日本口腔衛生学会は全国の歯科大学(歯学部)の研究・教育者並びに開業されている歯科医師等からなる我が国における歯科保健の基礎と応用の研究と啓発に関する専門団体であります。

今般、「京都府歯と口の健康づくり推進条例案要綱（中間案）」の策定に取り組み、パブリックコメントの段階にまで進まれていますことに対するご苦勞に敬意を表します。平成23年8月2日に「歯科口腔保健法案」が衆議院本会議を通過承認され、同月10日には公布および施行された今、まさに都道府県単位での条例の整備はこの動きに連動した時期を得た健康づくり戦略であります。都道府県単位での口腔保健条例策定は、既に28道県で施行されており、貴府も府民の歯と口腔の健康づくりに積極的に貢献され、実行されていることは、府民の歯と口腔の健康に非常に重要であります。歯と口腔の健康づくりが可能な時代を迎え、公衆衛生や個人の歯科診療所レベルでこの戦略に参画できることは、歯科医師としての責務であるとともにこの上もない喜びであると言えます。

日本口腔衛生学会は、今回の貴府の国際的な流れを先取りした先駆的な取り組みに賛意を表するとともに、本条例が府民の一層の健康増進に寄与することを願い、学会を挙げて科学的ならびに技術的ご支援の提案をさせていただきます。

草々

(本件に関する連絡先)

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9
駒込TSビル 一般財団法人口腔保健協会内
一般社団法人日本口腔衛生学会事務局
TEL:03-3947-8891 FAX:03-3947-8341